

移動スーパー支援事業実施要領

令和2年8月4日
総合政策部中山間・地域政策課

1 趣旨

県は、中山間地域において買い物弱者への支援、中山間地域経済の振興及び今後の新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から地域巡回型の販売を行う者を支援するため、移動スーパー支援事業を実施することとし、その実施に当たっては、この要領に定めるところによる。

2 定義

次に掲げる用語の定義は、それぞれ記載のとおりとする。

(1) 中山間地域

宮崎県中山間地域振興条例（平成23年条例第20号）第2条に定める区域

(2) 移動スーパー事業

あらかじめ設定された販売ルート及び時間において、生鮮三品、加工品、生活必需品等を移動販売車により販売すること

(3) 移動販売車

移動販売に必要となる改造、備品設置等を施した自動車

3 事業概要

中山間地域における移動スーパー事業の開業・事業拡大が円滑に行えるよう、その実施のために必要となる車両購入等の費用の一部を補助する。

(1) 補助対象者

県内において生鮮三品、加工品、生活必需品等を販売する店舗を有する法人若しくは個人事業主又はそれらと連携して移動販売を行う者とする。

(2) 補助要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 移動販売車が停留し販売できる場所（以下「停留所」という。）を適宜設け、1停留所あたり原則週2回以上移動販売が行えるようなルート設計をすること。
- ② 主として中山間地域を移動する販売ルートを、1つ以上設けること。
- ③ 上記②に定めるルートについては、中山間地域内に10か所以上停留所を設けるとともに、全停留所数に占める割合が5割以上となるようにすること。
- ④ 移動スーパー事業のルート設計は、地域の実情に応じて行うこととし、その事業計画について関係する市町村の同意を得ること。

(3) 補助対象経費

① 車両購入・改造費

移動スーパーに用いる車両の新規購入及び必要な改造に係る経費（既存車両を移動販売車に改造する際に要する費用を含む。）

② 備品購入費

移動販売のために必要となる冷蔵庫等の備品の購入に係る経費（車両の購入に係るものを除く。既存の物品を移動販売用に修繕・改造する際に要する費用を含む。）

③ 広報費

移動販売を実施するに当たり必要となる、利用希望調査、販売開始の周知等に係る経費

④ その他知事が必要と認める経費

<対象外となる経費>

① 交付決定前に購入、契約等したもの

② 経常的な人件費、維持管理費

③ 各種許認可、契約等に要するもの

④ 消費税及び地方消費税

⑤ 移動販売以外に要する備品購入費、広報費等

(4) 補助額

1 申請につき、補助対象経費の合計額の2分の1以内又は150万円のいずれか低い額とする（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）。

(5) 状況報告

当事業の効果を把握・分析するため、県は、移動スーパー支援事業補助金交付要綱に定めるところにより、補助対象者に販売実績等について状況報告を求めることとし、補助対象者はこれに応じること。

4 事業の採択

知事は、申請のあった事業計画等の審査を行い、採択となったものに対して内示額を記載した通知を送付する。

また、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費について補助金を交付するものとし、その補助額は3(4)のとおりとする。

5 申請手続き等

(1) 提出書類

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ 関係市町村の同意書
 - ※ 停留所を設ける予定の市町村全てから同意を得ること。
- ④ 補助対象となる車両、備品等の見積書、仕様書及びカタログ
- ⑤ 補助事業者の概要が分かる資料
- ⑥ 移動販売ルート概要図
 - ※ 移動販売を実施する予定のルート、停留所の位置及び名称等の確認できるもの。
- ⑦ その他必要と認める書類
 - ※ 上記4により採択となった事業者は、内示額の通知後、県の指示する期日までに、⑦交付申請書、⑧納税証明書、⑨特別徴収実施確認・開始誓約書、⑩暴力団関係者に該当しないことの誓約書を追加で提出すること。

(2) 提出方法

郵送又は持参により提出する。

(3) 提出・問合せ先

〒880-8501

宮崎県総合政策部 中山間・地域政策課 中山間・特定地域振興担当宛て

※ 「移動スーパー支援事業」と朱書きで記載すること。

電話：0985-26-7036

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。